

LEVENT

ル・ヴァン

テーマ 「安心・安全」

頼れる街の法律家

北海道知事 鈴木 直道

雪に負けない道民バイタリティの源泉

漫画原作者・特定行政書士・海事代理士 田島 隆

インタビュー

公益財団法人ノーマライゼーション住宅財団 土屋 公三 理事長

相続法の安心・安全

北海道大学名誉教授 藤原 正則

行政書士が行う「遺産相続手続き」

北海道行政書士会と夕張支援の歴史

北海道行政書士会の空家等対策のご紹介

新型コロナウイルス感染症対策支援

意外と知られていないエンディングノート

🌸【付録】エンディングノート(北海道行政書士会 監修) 🌸



北海道行政書士会

LE ル・ヴァン VENT

— 〈目次〉

p03	LE VENT創刊 特別寄稿-1 頼れる街の法律家 北海道知事 鈴木 直道	p14	北海道行政書士会と 夕張支援の歴史
p04・05	LE VENT創刊 特別寄稿-2 雪に負けない 道民バイタリティの源泉 漫画原作者・特定行政書士・海事代理士 田島 隆	p15	北海道行政書士会の 空家等対策のご紹介
p06~09	インタビュー 公益財団法人ノーマライゼーション住宅財団 土屋 公三 理事長	p16・17	新型コロナウイルス感染症 対策支援
p10・11	相続法の安心・安全 北海道大学名誉教授 藤原 正則	p18	意外と知られていない エンディングノート
p12・13	行政書士が行う 「遺産相続手続き」	p19	編集後記

Le Vent(ル・ヴァン)初刊に捧ぐ パラダイムにシフトすべきか「行政書士」

北海道行政書士会会長 宮元 仁



たとえば悪いですが、フーテンの寅さん「テキヤ殺すにゃ刃物はいらぬ、雨の三日も降ればよい」が口癖でした。それは映画の世界ですが、今地球で起きていること、コロナ禍のパンデミックとは、地球の歴史の中で捉えるとどのようなものでしょうか。単純に自然と人の戦争であるといつてよいのでしょうか。

45億年前に地球が誕生し41億年前には既に原核生物として古細菌が誕生しております。その後ミトコンドリア、恐竜の時代を経てようやく霊長類、人類の時代となりますが、これはほんの40万年前からで、大噴火や氷河期の過程を経て人類は脳や体の機能が強化されつつ進化し唯一天敵のない生命体として現代に到っております。しかし、生き残った者のみでの進化の結果であり、「自然」だけは、絶対的に勝ちえない「絶対神」であります。また事前に「自然」からの警鐘が鳴るにもかかわらず、それを甘く見て更に厳しい状況に置かれるのも、地球の一過程「摂理」といえるのではないのでしょうか。

その一過程のコロナに感染するという現象は、その予防諸策、更にワクチン開発と接種という命題を生みしました。そしてこれが新たな倫理を構築しつつあります。それに伴い人は言語、宗教、国家等を元に社会規範を再整備し始めました。そのようないわゆるパラダイムシフトの中で、人に必要なのはその再整備作業を人と人に知らしめる役割の「人」であり、我々行政書士もその役割の重要な一端を担っております。

行政書士はその制度上役所と人を繋ぐ士業者と考えられがちです。しかし、役所もビューロクラシー(官僚制)を元に組織が如何に巨大であっても、運営するのは普通の「人」です。その人と人を繋ぐ役目として「行政書士」が存在します。我々は物質ではなく人を繋ぐのが仕事です。

さて、本書ではそのような「人」に焦点をあて、北海道における役所の「人」のトップと、行政書士として作家となった「人」からのエッセイを掲載させていただきました。

世界中で、また日本国内で多くの人が毎日人生の生から死までを人と繋がりながら、様々な欲求を満たしながら、地球上に生存しております。更に近年の情報革命は既にAI活用の時代をもたらし、これからはのび太君(人)とドラえもん(AI)という主補関係の保持により人類の益々の発展が見込まれます。そのような中、行政書士は、その「人」に対し業務を行うことは永遠に変わることはありません。かつてウィリアム・ベヴァリッジが示した中での福祉・公的扶助(社会保険分野以外)を念頭に行政書士は人の側に立ち、皆様に寄り添いつつ、人の欲求に答えるべく業務を熟してまいります。

我々行政書士は、行政書士の仕事を愛し続け、会員一人一人の心の繋がりを大切に、地域の人、道民、国民、世界の皆様へと繋がりを広げてゆくことを使命として、これからも脈々と地味ではありますが、きらりと光る活動を続ける所存です。

それではご覧の皆様、行政書士がもたらす良き風(Le Vent)にどうぞご期待下さい。末尾ですが本書発行に際し、ご尽力くださった対外広報推進委員会の皆さん本当にありがとうございました。

頼れる街の法律家

北海道知事 鈴木

直道



行政書士法が制定されて70周年を迎える今年、行政書士の方々のお仕事を分かりやすく紹介する広報誌が、北海道行政書士会から発刊されたことを心からお喜び申し上げます。

北海道を取り巻く環境が変化する中、安全で安心な暮らしを支えるため、幅広い法律知識を有する行政手続の専門家である行政書士の皆様には、夕張市の再生に向けた業務支援や、北海道外国人相談センターにおける相談対応などにご協力を賜っています。

また、近年、地震や台風などによる、甚大な災害が多発する中、平成26年には北海道行政書士会と道との間で災害時の支援協定を締結し、行政書士の皆様には被災された方々への相談業務など、様々なご支援をいただいています。

さらに、平成30年の胆振東部地震においては、被災地域において、罹災証明の申請をはじめとする行政手続きに関する相談会を開催いただくなど、被災された皆様が生活を再建していく上で、多大なるお力添えを賜りました。改めて心から感謝を申し上げます。

本道においては、人口減少や生活スタイルの変化も相まって、土地利用ニーズが低下し、また所有者不明土地が増加しており、道では所有者不明土地連携協議会において、国や市町村と共に実態把握や問題解決を図っています。空き家等の活用に向けては、道内全域を対象とする「空き家バンク」の開設や、所有者からの相談に対するワンストップ窓口の整備など、情報発信や相談対応に取り組んでいます。

こうした新たな課題の解決に向けて、道では行政書士の皆様にご協力をいただいて、講習会や相談会を開催しており、今後とも、行政書士の皆様と一層緊密に連携をしながら、各般の取組を展開していきたいと考えています。

今年、北海道は、ウポポイの開設や東京2020オリンピックのマラソン等の競技開催など大きなチャンスを迎えています。この機会を活かし、北海道の素晴らしさを国内外に発信することで、様々な領域での交流を進めるなど、新交流時代に世界の中で輝き続ける北海道の実現に向けて全力を尽くしてまいります。

昨年12月の法改正により、「国民の権利利益の実現に資すること」が行政書士の役割として明記され、道民の皆様と行政機関の架け橋として、身近な法的問題の解決に取り組まれる行政書士の皆様の役割は一層大きくなっています。

宮元会長をはじめ北海道行政書士会の皆様には、節目となる70周年を契機として、身近な「頼れる街の法律家」として、道民の皆様の期待により一層応えていただくことを心からお願い申し上げます、お祝いの言葉いたします。

PROFILE

鈴木 直道（すずき なおみち）

生年月日／昭和56年3月14日

本籍／北海道夕張市

最終学歴／法政大学法学部（平成16年3月卒）

職歴／平成11年4月 東京都庁入庁

平成20年1月 夕張市へ派遣

平成22年4月 内閣府地域主権戦略室へ出向

夕張市行政参与

11月 東京都庁退職

平成23年4月 夕張市長

平成27年4月 夕張市長（2期目）

平成31年2月 夕張市長辞職

4月 北海道知事

雪に負けない道民バイタリテイの源泉

漫画原作者・特定行政書士・海事代理士 田島 隆



みなさん、こんにちは。本年の1月24日、北海道行政書士会主催「新春公開セミナー」にて講演を務めさせて頂きました、広島県行政書士会会員で漫画「カバチタレ！」原作者の田島隆と申します。ご存じの方も多いかと存じますが、この「カバチタレ！」という作品の主人公は行政書士でありまして、その行政書士事務所を舞台に依頼者が持ち込む法的問題を解決して行くという物語になっております。

もともと、現実の行政書士の先生方のお仕事よりは、いくぶん派手に主人公達が活躍しておりますが（苦笑）、そこは漫画という性格上、お許しいただきたいと思えます。この「カバチタレ！」の連載を開始してから約20年の月日が経ちましたが、おかげさまで何度か連続ドラマにもなり、行政書士などの隣接法律職をメジャーにした作品といっていただけのまでになりました。これもひとえに北海道会の行政書士の先生方を始め、読者の皆様からの熱いご支持のおかげでございます。この場を借りて御礼申し上げます。さて、今回北海道行政書士会様から講演のお話をいた



だいたわけですが、講演のご依頼は全国様々な団体から度々頂戴するものの、やはり、講演のたびに緊張と不安がございます。事務所の所員からは「それだけ年中やって、なにをいまさら」と簡単に突き放されるのですが、とんでもありません。お呼ばれた以上、講演を成功させなければならぬというプレッシャーがあります（失敗すると後の懇親会が超針のむしろですから）。この度の講演もそんな緊張の中で始まりましたが、北海道行政書士会の役員の方、事務所の皆様方の温かいお心遣いのなかで、なんとか大役を果たすことができましたようであります。実は、私はこの北海道の地を踏むのが今回で2度目でございます。初めて北海道講演では、講演時間も含まれて約4時間しか滞在できず広島にトンボ返しをしたため、正直に言って、北海道の印象は何も残っていません。確か冬の時期でしたので雪も積もっていたのでしょうけれど、札幌駅から地下歩道をとってそのまま会場に到着したため、

雪の記憶ありません。したがって、この度が実質的に初めての北海道経験となったのですが。その初体験の感想を一言で言えば、やはり「雪」。市街地なのに雪がハンパないじゃないですかあ(汗)。いや、広島県でも県北にはスキー場もあり、雪が珍しいわけではありませんよ？でもね、靴に装着するスパイクなんて秘密道具、コンビニで売ってませんって。凍結道路を普通に運転してのける女性ドライバーなんちゅう「ツワモノ」もいませんから！講演の後、行政書士会役員の先生方と市街地に練り出しました。くるぶしまで埋まりそうな雪と圧雪で滑らないよう、普段使わない筋肉を総動員して目的地についた瞬間、「今年は雪が少なくてホント歩きやすいね」と宮元会長さんが呟いたのを聞いて、一気にへなへな〜と脱力してしまいました。う〜ん……北海道をナメちゃいけません。翌日は筋肉痛になりました。ですが、そんな北海道に根を張り活躍されている皆さんは、とてもエネルギーで暖かい人たちがばかりでした。

私の講演では、ネグレクト、DV家庭、小学校時代のイジメ、両親の破産・離婚、高校中退といった生い立ちから、独学して行政書士になるまでの経験を語らせていただいたのですが、私の話を聴いて共感して下さったり、自分の体験を語って下さったりと、心を寄せて下さる方ばかり。そこには人の情という熱い「心」を感じました。思わず、この熱い人情に北海道の雪も溶けちゃうんだらうなと思っただけです。北海道の雪に負けない道民バイタリテイの源泉、ここにあり

近時、新型コロナが全国で猛威をふるい、人々を恐怖に陥れております。北海道の皆様も大変な被害を受けて



令和2年 北海道行政書士会 新春公開セミナー



おられます。ややもすると厭世的な空気になって、どこか自爆自棄な気持ちになってしまいがちです。が、そこはバイタリテイあふれる道民の皆様。新型コロナなどに負けず、もつともつと飛躍していただきたいと思います。

そして、北海道行政書士会の先生方も、その熱い心とあふれる法的能力を駆使し、道民の方々の良きパートナーとなつて、さらなるご活躍をされることと期待しております。

最後になりますが、北海道民の皆様及び北海道行政書士会皆様のさらなるご活躍とご発展を心よりお祈り申し上げます。

PROFILE

田島 隆 (たじま たかし)

1968年(昭和43年)生まれ

広島県呉市出身、同市在住

漫画原作者、脚本家、

特定行政書士(広島県行政書士会所属)、海事代理士

家庭の事情により高校を中退した後、15歳で独立して生計を営む。以降、トラック運転手、花屋、クリーニング店、新聞配達、ビル清掃業等、約30種の職を経験する。20歳の頃、法律家を志し資格勉強を始め、司法書士補助者を経た後、海事代理士、行政書士の資格を取得する。現在は、広島県呉市において田島海事法務事務所を経営。

開業後、行政書士、海事代理士として実務に携わりつつ、司法修習生による選択型実務修習を事務所にて受け入れ修習指導なども行う。

また、作家として『ナニワ金融道』海軍編の原案者を経て、1999年に『カバチタレ!』で漫画原作者デビュー。以後、発表した全ての作品が月9、TVドラマ、映画などに映像化されている。

INTERVIEW

公益財団法人ノーマライゼーション住宅財団 理事長 **土屋 公三**

PROFILE

1941年、北海道生まれ。1960年レンゴー株式会社に入社、1969年27歳で土屋商事創業。1970年有限会社丸三土屋商事（土屋商事と合併）を設立、1976年株式会社丸三土屋建設を設立し社長就任（1982年土屋ホームに商号変更）。2008年土屋ホームから土屋ホールディングスに商号変更。2011年取締役会長就任、2017年より創業者会長。一人で創業して東証2部に上場するまで「挫折」をバネに業容を拡大し、優良成長企業をつくりあげた。3KMプログラムのノウハウは、株式会社土屋経営を通じて全国1,000社に及び企業に導入され、急成長企業、店頭公開、上場企業の輩出など大きな成果をあげている。2004年には建設事業関係功労者として国土交通大臣表彰。2008年に黄綬褒章受章。著書に「生きがい、やりがいを育てる土屋ホーム、成長の軌跡」（致知出版社）、「創る使う変わる3KM手帳革命!」（監修）（出版文化社）、「21世紀人のための大いなる生き方—すべてのカギとなる未来のシナリオ」（監修）（サンマーク出版）など。

【土屋グループのあゆみ】

- 1969年 土屋商事創業
- 1982年 株式会社土屋ホームトピア設立
- 1989年 (公財)ノーマライゼーション住宅財団設立(2012年に財団法人から公益財団法人に)
- 1991年 「土屋アーキテクチャカレッジ」開校
- 1998年 外断熱BES-T構法発売開始 木造住宅合理化システムシステム 高耐久性能対応タイプ認定
- 2001年 土屋ホームスキー部「チーム土屋」を新設
- 2004年 土屋会長が建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰受賞
- 2009年 土屋ホームが「H&Hサステナブルシステム」で国土交通省「長期優良住宅先導的モデル事業」採択
- 2010年 土屋ホームトピアが「CSSリフォームナビシステム」で国土交通省「長期優良住宅先導事業」採択
土屋ホームが「永持ちのMIERU家」で国土交通省「長期優良住宅先導事業」採択
- 2012年 土屋ホーム東北が「BES-Tエコ住宅プロジェクト」で国土交通省「住宅・建築物省CO₂先導事業（特定被災区域部門）」採択
- 2013年 土屋ホームが「ネットゼロエネルギーハウスBEST TWOBY ZERO」で北海道「平成25年度環境・エネルギープロジェクト形成促進事業」採択
- 2016年 土屋ホームが「積雪寒冷地型スマート賃貸住宅スマートティ」で、「平成28年度北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞、省エネルギー部門大賞」受賞



北海道行政書士会対外広報推進委員 篠原重（以下、「篠原」）：今回、「安心・安全」というキーワードにスポットを当てて誌面作りをするにあたり、北海道の元気な企業の代表として、土屋ホームの創業者である土屋理事長にインタビューさせていただけることになりました。ありがとうございます。

さて、早速ですが、「安心・安全」と聞いて、どのようなイメージがありますか？

公益財団法人ノーマライゼーション住宅財団 土屋 公三 理事長（以下、「土屋」）：まずは、「人生」について感じます。全てが理想郷という状態は難しい。自分の責任外という事故などもある。そう考えると、全てが安心・安全とはいかない、人生は。ただ、そういう状態になるべく出くわさないようにするためにも、意識していかないといけない。「安心・安全」を。やはり私は、商売柄、「住宅」ということを強く意識するわけですが、私は子どもの頃、家が農家で、断熱材などは備わっていない家に住んでいました。家の中でもジャンパーを着て過ごすのです。ルンペン、いわゆる石炭ストーブですが、「顔は熱いけど、背中が寒い。」という生活です。戦前生まれです。そういう小さい頃の環境も影響していると思います。そして、後々、不動産を担保にしてアパートを買いましたが、その家が酷く、入居者からクレームが入ったのです。入居者の安心・安全さえも守られていないような状態の家でした。入居者からクレームが入り、自分に入るはずの収入も安定せず、私は住宅にかかる問題の「被害者」となりました。当時、住宅についての知識がありませんでした。業者に相談をしましたが、解決できません。家を建てた業者は、「きちんとしたものを作って。買う時だって、きちんとその家の状態を見て、買っただろう。」という。そして、「あなたの管理が悪いんだ。」と言われた。許せなくて喧嘩もしました。

さてその頃、ある大学の先生に出会いました。「日本は寒さに対する技術がない。これから先、そういうことへの対策が必要になるだろう。」とおっしゃいました。そこで私は、「安心・安全とは何だろう。」と真剣に考えるようになりました。入居している人にとって、今という耐震であったり、断熱気密、健康に関わることを、家をどういう風に良くするか、ということについて、自分自身が被害者となったことでより真剣に考えるようになりました。土屋ホームの原点は、「安心・安全」というものにどう取り組むべきか、というところにあります。当時、私が理論的に考えたわけではなく、はじめは単に被害者から生まれた視点でした。自分のような不幸な人間をなくそう、というところから始まったのです。それが土屋ホームです。

土屋ホームの最大の特徴はいっぱいありますが、そのなかでも大きな特徴として、有資格者がたくさん在籍していることです。社員として給与を払っている国家資格者（一級建築士、



(イメージ)

二級建築士、二級施工管理技士、二級技能士、インテリアコーディネーター、気密測定技能士、マンション管理士、宅地建物取引士。)、総勢延べ1,263名(インタビューの2019年11月12日時点)が社員として在籍しています。みんな、独立したら「先生」と呼ばれる人たちです。



(イメージ)

仕事を独立して、ちょうど50年になります。あるとき、女房が、「お父さん、商売をやっているなら、この娘のためになるような施設をやってほしい。」と言いました。「そうだよな。」と色々考えました。土屋ホームという株式会社だけだと、社会のボランティアという側面になかなか集中できないので、別組織を作ろう、と思い立ったわけです。当時、福祉関係でのトップ、大学の先生、建設大臣賞について指導してくださいました先生、はたまた北海道や札幌の社会福祉協議会などの協力も得られました。理事で10数名、評議員で10数名、北海道の福祉関係や建築のトップクラスの先生方と共に、こういう組織を作ろうかと考えました。土屋ホーム、土屋ツーバイホーム等を上場するにあたり、設立時に出資した、自分自身に戻ったお金を基金にして、財団を作ることになりました。当時の知事は横路さんでした。法律上、当時、財団法人に「一般と公益の区別もない時代でもありました。そのくらい前ですね。土屋ホームを作るときの原点となった「安心・安全」という意識に、立ち返りました。確かにきっかけは自分の子どもから発していますが、世の中のためにも働きかけたい、と強く思いました。

土屋 背景として今申し上げたのは、背広を着て仕事をしている資格者のことです。ところが、会社でしっかりとバックアップしているという意味では、職人さん、いわゆる大工さんと呼ばれる人たちのことです。養成するための学校を、30年くらい前に作りました。うちの技術を実際に施工できる人をはじめから会社で教えよう、と。求める技術を下請けの会社に頼るのではなく、自社の人間に工事させたい。だから、大工さんの学校を作りました。一般的な学校は、教わる方がお金を払い、学校を作った側がお金をもらえるはずですよ。でも、うちは、そうじゃない(笑)。うちの考え方は、うちが作った学校で、お給料をもらいながらきちんと勉強して、現場のことも同時に学んでもらうというものです。

人生において人との出会いは多くあります。行政書士の佐藤良雄さん(註記)との出会いも大きかったです。財団のことを相談したら、「チャレンジしてみたらいいよ。」とアドバイスしてくださり、手続きもしていただきました。繰り返しになりますが、子どもの障がいのこと、そして女房に言われた言葉がきっかけとなり、先生方に協力をしていただき公益性のある財団を作りました。言うなれば、障がいというのは事故のようなものです。対して、老いは必ずやってきます。誰もが高齢者になります。私も後期高齢者になりました。障がいをもったり、高齢者となることで、健康者との違いが生まれます。そういう場面で、どういう住宅が良いかもっと言うと、どういう社会にすべきなのかということも提言したかったのです。それが財団の最大の目的です。難しい専門的なことは、各分野の先生方がコーディネートしてくれました。



篠原 素晴らしい取り組みだと思います。一つの会社が単独で、そのような学校を運営しているのは非常に珍しいことではないでしょうか。

さて、少し話は変わりますが、本日、土屋ホームの会長という御立場のほかに、公益財団法人ノーマライゼーション住宅財団の理事長でいらっしゃる土屋理事長としてのお話も伺いたく機会を作っていただきました。公益財団法人という法人格に、我々行政書士が携わることは稀有です。当時、公益財団法人という形で法人を設立された経緯についてお話を聞かせてください。

土屋 これは、個人的な話も絡んでくる話題ですが、私の第一子が、心身障がい者なので、いま51才です。1,300gで産まれたその子は、当時の医療では、大変な早産でした。先生も、十分に育たないかも、とおっしゃいました。しかし、産まれてから1週間経っても、元気になった。3ヶ月ほど入院先の保育器で過ごし、いざれ退院もできました。もしかすると元気になるのかな?!という期待もありましたが、1年ほど経ったある時、「重度心身障がい者」と先生が診断なさいました。1才になっても、歩かない。そのことが大きなきっかけでした。私は、

独立して事業を起こしました。子どもの病院通いなどがあり会社勤めには限界を感じ、子どもの介護をしても食べていけないので、独立して住宅・不動産の仕事を始めたのです。結婚して52年、子どもが生まれて51年、そして子どもにも障がいがあることがわかり、私が

独立して事業を起こしました。子どもの病院通いなどがあり会社勤めには限界を感じ、子どもの介護をしても食べていけないので、独立して住宅・不動産の仕事を始めたのです。結婚して52年、子どもが生まれて51年、そして子どもにも障がいがあることがわかり、私が

それらが関連する部分はありますか？

土屋 関連するというより、2本柱という表現をした方がいいかもしれません。土屋ホームは、自分自身が被害者になってしまったことを契機に、断熱の大切さを実感し、良い住宅を建てるための省エネを意識し実践してきました。一方、ノーマライゼーションというのは、少し角度が違い、自分の子どもが関係しています。障がい者や高齢者がどうすれば



安心・安全に暮らせるか、という観点にあり、簡単にいえば、段差がないとか、トイレがどうか、色々なことから始まります。ノーマライゼーションにも、断熱気密が関わりますので、当然に重なる部分もあります。

篠原：なるほど、関わる部分や重なる部分もありながら、大きな本柱、というイメージですね。

「家」というと、昨今社会問題になっている空き家問題があります。行政書士も、空き家問題の対策に取り組み始めました。こちらの問題について、どう捉えていらっしゃいますか。

土屋：日本は、少子高齢化が進み、人口減少社会の時期を迎えてしまいました。今や、空き家は、800万戸くらいなのかな。いずれ、1千万戸余ることになる。人口はどんどん減るんだから。かつては、借家やアパートに住むというケースが多かったのですが、二人の両親とも家があり、いざれ子どもが親の家を引き継ぐと家は余ります。空き家を買って、売ることができても、空き家問題の根本はそう簡単に解決できません。

昔、山鼻にも大きな敷地がありました。今では残念なことに緑地のない場所になっています。これからは空き家を解体し緑地や芝生にしたり、若い人が農業をする、もしくは貸し農地等にする、という方法もあります。高齢者になると、車の運転が難しくなります。それも社会問題になっているわけです。話を戻し、趣味として農業をやっていた人も、高齢により車の運転ができなくなってしまうたら、郊外にある貸し農地を利用した農業というのが出来なくなってしまう。運転して離れた場所まで行けないわけですからね。経済的に余裕のある人は、隣りの家を解体して畑などの農地にするということもできます。もしくは、貸し農地として活用するという方法もあります。しかし、それも現実問題としては難しいですよ。できる人は限られます。ただし、空き家問題の対策、土地の再利用計画をする方法としては、極論、それしかないと思います。空き家を解体して、更地になった土地を、農作業のできる土地や緑地に再生するという方法です。

実は、私の家の隣りのおじさんが、かつて、「自分に何かがあったときには、この土地を買ってくれよ。」と言いました。しかし、おじさんは、いつまでも元気でした(笑)。結局かなりの月日が流れ、40年ほど過ぎてから、そのおじさんは亡くなりました。そのおじさんの親せきから、後日、生前言っていた土地の売買について持ち掛けられ、私は、おじさんの望み通りその土地を買いました。私の息子(現社長)は東京にいますが、いざれ札幌に戻りその土地に家を建ててくれたらいいなあと願っていました。しかし、その私の願いは今のところ叶っていません。「さて、どうするか!では、畑として活用したいな。」と。これは約3年前のことです。

土も入れ替え、手を加えました。しかし、日当たりが良くなり、なかなかうまく作物は育ちません(笑)。

篠原：土の入れ替えまでなさったのに、難航しているんですね(笑)。

さて、先ほどお話ししてくださった空き家対策としての緑地化計画については、もう既に、ご自身で実践されていることだったんですね。

土屋：どんなことでも、二期一会。大体、私は、自分の言うことは、まず自分が実践するようにしています。

篠原：素晴らしいことです。まずは自分が実践する、ということは簡単なことではありません。この空き家問題に同じく、「人生100年時代」という言葉が叫ばれて久しいわけですが、「住」という観点から、そして、土屋理事長の目線からみる「人生100年」についてお聞かせ願えますか。

土屋：理屈から言うと、人間は、生まれて、母親の手から離れて…という軌跡を辿るわけですが、3才、10才というのは、まだ手を繋いでいる状態ですね。10才くらいまでは人の世話にならないと生きていけません。一方で、あの世に行く前の10年くらいもまた、病气や介護で人の世話にならないと生きていけません。

私は今、78才です。たとえば、20才から40年間働いたとして、60才というのは、100才になるまでまだ40年間もありますね。単純に考えると、働きながら40年間得たお金を、60才からの40年間に積み込まないとならない、ということになります。それは理論的に成り立たないと思うのです。お金のかかり方が変わり、介護保険や医療といった、また別の分野にお金がかかり、期間も長いです。

平均健康年齢は72才と言われています。私が考えるのは、55才か60才で、一度仕事をやめて、「毎日が日曜日。」という生活を送り、一年くらいとことん好きなことをしてみると良いのでは、と思うのです。とことん遊ぶのも良い、大学に行くのも良い。会社を辞めると、途端に上司から解放されます。そのうち、家にいると、女房に邪魔と言われるようになります。そんな生活を送っていると、会社で社長や上司に色々言われていたこと、部下に慕われていたこと、会社そのものが懐かしく感じるようになるわけです。資格をとって、独立するのもいい。社会参画をまた、60代で始めるのも良いのでは!。現役の時にバリバリ稼ぐ必要はないでしょうしね。60才や65才で定年退職して、テレビばかり観てダラダラ過ごす余生は、良いものではないですよ。



(イメージ)

今手続きをしていて、こちらのインタビュー内容が広報誌に掲載される頃には設立されていると思いますが、これから一般社団法人を立ち上げて、自分が約40年前に開発した「3KM」という働き方を、より世の中に普及させたいと考えています。「3KM」とは、個人の人生の充実、家庭の幸せ、会社の繁栄を手にするために誰もが持っている潜在能力を引き出し、自らが立てた人生設計に沿って自己成長に努めるという、独自の社会教育プログラムのことです。「個人・家庭・会社」の頭文字をとった「3K」と、一人ひとりが目標を持ち、それを管理し、実現に向けた意欲を引き出す「3M」を合わせて「3KM」と命名しました。いわば、自分の「人生・家庭・会社」という3つのことを考える場です。自分で考えるプログラムというものが、非常に大事です。1年後、3年後、10年後について考えるのです。今の高齢社会をどう生きるか、自分で作成する自分のプログラム。その3KMという私が考案した仕組みやプログラムをどう世の中に広めるか、ということに力を注いでいます。

土屋ホームはもう人に任せています。財団も、専門家がいます。あと私は、残りの人生において、生きがいをもつて社会貢献できる人生というものを見つめ、会社や家族といった組織で取り組むことができる3KMの普及に専念したいと思っています。

篠原：土屋理事長のお言葉や夢に、身の引き締まる思いです。3KMを通じて大切にしたい、人生の大切な節目に立ち会う機会が多い行政書士という職業ですが、仕事のイメージや、行政書士に求めることについて伺ってもよろしいでしょうか。

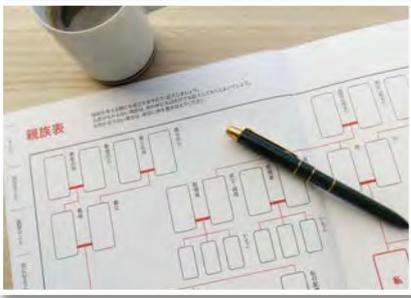
土屋：法治国家である以上、手続きとか、法的な手続きをする専門家がなくて、それを担うのが行政書士というイメージです。

経営者として、様々な専門家が必要だけど、行政書士には様々な法的手続きの窓口であって欲しいし、適宜、必要な専門家に分類、仕分けしていただきたいと思っています。

篠原：まさに我々が目指すべき行政書士像を捉えてくださっていることに感動です。

それでは、経営者ではなく、一個人としてのお立場ではいかがでしょうか。

土屋：いま、私は、6つの終活をしています。「自分史」。孫や兄弟に残したい、自分の思い。「家系図」。1767年まで遡れた。「遺言書」。これは、しっかり信託銀行に抑えられました(笑)。「エンディングノート」。細かいことをしたためている。「生前整理」。夫婦ともに苦手だが、物の整理。「お葬式とお墓について」。私は、実は結婚するというその時は無職だったので、女房の親に結婚を反対されました。結果許してもらえましたが、婚姻届と共に、お墓ももらいました。墓つき女房でした(笑)。



(イメージ)

篠原：お墓つき女房さんとは、すごいですね。土屋理事長が、いずれ北海道を代表する経営者になられることを、奥様は見抜かれていたのでしょうか(笑)。まさに先見の明でしょうか。

さて、終活というのは、人生の終わりを迎えるにあたっての活動ですが、自分の会社を次の人にバトンタッチする活動、いわゆる事業承継についても伺ってもよろしいでしょうか。自分の築いたものを次の世代にバトンタッチする時の心構えについて伺いたいです。

土屋：そうですね。後継者のことを信じて、きちんと任せることが大事であると感じます。自分がやってみようとしたこと、失敗したことはたくさんあります。その後、後継者に任せただけです。たとえ、一つ、二つ、これはどうなのかな...ということがあったとしても、トータルで任せただけなので、その一つ、二つの部分的なことを否定してしまうと、後継者をトータルで否定してしまうような感じに思えます。経営というのは、自分の価値観とは違うものが企業に入り込みます。経営の本質について、人に相談したことは無いです。自分で勉強して、考えます。もちろん、手続的なことはその道の専門家に相談しますが、経営的な中身のことは相談しません。次の社長である後継者も、私が築いた会社の理念の下で、経営判断しているわけですね。それを何より信じています。ただ、スキージャンプについては勉強してはなかったたので、企業スポーツのあり方について人に相談しました。

「資本の継承」。資本主義であるため、資本家が最終判断することになりますので、創業家の土屋と社員持株会、取引先持株会が主要株主です。創業家の精神や魂を、社員に伝承することは、私自身、活動として今もしております。後継者が決まり、引き継いだら、信じて、我慢して、任せることです。取締役会、会議には出席しませんが、経営理念の教育は、創業者としての講和を通して行っております。

篠原：予定していた時間があつという間にやってきました。この度は、土屋理事長のお仕事や家に対する思い、個人的な思いにも触れながらたいへん貴重なお話をいただきました。お忙しいなか長時間にわたりどうもありがとうございました。読者である皆様方の心に、何かしら強いメッセージが届くことと思えます。心より感謝申し上げます。

日時：令和1年11月12日(火)

場所：公益財団法人ノーマライゼーション住宅財団理事長室

※(注記)：北海道行政書士会相談役



相続法の安心・安全

文責／藤原 正則（北海道大学名誉教授）

① 相続法の改正の背景と概要

平成30年（2018年）に、相続法が改正された。その主な目的は、高齢社会への対応であり、生存配偶者の権利の強化だが、それ以外の改正も行われている。

（i）配偶者短期居住権

生存配偶者は、遺産分割により居住建物の帰属が確定した日、又は、相続開始の時から6ヶ月を経過した日のいずれか遅い日まで、配偶者は居住建物に無償で居住できる（新1037条）。ただし、これは従来判例（最判平成8・12・17民集50巻10号2778頁）の条文化である。

（ii）配偶者居住権（長期的保護）

遺産分割で配偶者居住権を取得するものとされたとき、又は、配偶者居住権が遺贈されたときは、居住建物を無償で使用・収益する権利（新1028条）。原則は、生存配偶者の死亡まで存続する。

（iii）持戻し免除の意思表示の推定

民903条の持戻しの規定に、婚姻生活20年以上の夫婦の一方が他方に居住用の敷地・建物を遺贈又は贈与したときは、持戻し免除の意思表示があったものと推定する（新903条4項）。

（iv）遺留分の請求権の金銭化

改正のポイントは、（a）現物返還ではなく、金銭請求（遺留分侵害額請求権）とし（新1046条）、遺留分侵害額請求に対する猶予期間を設けたこと（新1047条5項）、（b）遺留分の算定的方式を明確に

規定したこと（新1043条）、（c）生前贈与に関して、期間を制限したこと（1044条）である。その結果、共同相続人に対する贈与も、原則として、相続時から10年前までのものに限って、遺留分算定の基礎とされることとなった。

（v）自筆証書遺言の方式の緩和

遺言に添付の財産目録に関しては、自署の必要がないとされた（新968条2項）。自筆証書遺言の法務局での保管と併せて、自筆証書遺言の促進のための措置である。

（vi）権利の承継の対抗要件

相続による権利の承継は、遺産分割によるか否かにかかわらず、法定相続分を超える部分に関しては、対抗要件を具備しないと第三者に対抗できないとされた（新899条の2第1項）。判例が「相続させる遺言」（改正後は、「特定財産承継遺言」）では、権利取得に関して指定相続分と同じであり対抗要件を要しない（最判平成14・6・10民集18巻3号437頁）が、他方で、遺贈では、対抗要件を要する（最判昭和39・3・6民集18巻3号437頁）としていたのを、両者のバランスを図って、取引の安全を図ったものである。

（vii）遺産分割前の預金の払戻し

相続された預金は相続人全員の合意がないと払戻請求できないと判例変更された（例えば、最大決平成28・12・19民集70巻8号2121頁を参照）。しかし、生活費、葬儀費などの支出をまかなうために、例外として、相続開始時の債権（預金）額の3分の1に、払戻しを求める共同相続人の法定相続分を乗じた額については、単独で権利行使できるとされた（新909条の2）（ただし、法務省令で、払戻し可能な額の限度は、150万円とされている）。



(vii) 遺言執行者の権限の明確化

遺言執行者は相続人の代理人という疑義のある規定(改正前1015条)を廃止した。加えて、相続人は遺言執行を妨げる行為をすることはできず(新1013条1項)、「前項の規定に違反してした行為は、無効とする」ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない(同条2項)とした。遺言執行者が存在しないときは、遺贈も対抗要件が必要だが、遺言執行者がいれば、絶対的な無効という「現行法下の状態を不都合」と考えて、取引の安全を優先させた。

(viii) 相続人以外の者の貢献の考慮

被相続人の親族(「特別寄与者」)が被相続人の財産の維持又は増加に一定の貢献をしたときは、「特別寄与料」を請求できるとした(新1050条)。例えば、子の妻が被相続人を看護・介護しても、相続人ではないから、寄与分の主張はできないという不都合を修正したものである。ただし、その実効性は将来の課題であろう。

② 相続法の観点から見た

「空き家・所有者不明土地」問題の現状と対策

空き家・所有者不明土地問題の生じる社会的な背景は、少子高齢化による人口減少、大都市・特に、東京への「極集中」と過疎化であるが、相続を契機に発生しているケースが多いと考えられる。まずは、土地登記簿の表題部に所有者の氏名・住所の全部または一部が登記されていない土地(表題部所有者不明土地)が存在する。さらに、日本法では相続が開始しても、一定の期間内に遺産分割を行う必要はなく(民907条1項)、不動産の相続登記も義務ではない。だから、相続人が相続した土地・建物をすぐに利用又は処分する必要がない場合には、死亡した被相続人の登記名義で放置されることも多い。その状態で相続が連続すると、相続人の全部または一部と連絡がつかなくなり、土地・建物の所有者(共有者)が不明のまま放置されることになる。

本来は、相続が開始した後に、(家庭)裁判所などの公的機関が相続

財産の清算を援助する制度が必要だと考えられるが、日本の法律に關する社会インフラは不十分であり、相続登記を義務化するのには困難である。その結果、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」「農業経営基盤強化促進法」などの特別法による措置で、土地利用などの解決をはかっているのが現状である。

**③ 市民の『安全・安心』のために
相続法(民法)の果たす役割**

高齢社会では、子の相続年齢の高齢化で、生存配偶者を除いては、遺族の生活保障という相続法の機能の1つの意味が希薄化すると考えられている。その結果が、遺言自由の強調と遺言慣行の普及である。今回の相続法改正でも、配偶者居住権、持戻し免除の推定などは、配偶者の権利の強化だが、遺留分の請求の現物返還から金銭請求への変更などは、遺言自由の優先である。ただし、事理に合致した遺言の前提は、遺言者が相続(法)の意味を十分に理解していることであろう。さらに、遺産分割の際には、相続法のルールが適用される。だから、相続法が市民生活の安定のために果たす役割は重要だと考えられる。

PROFILE

藤原 正則 (ふじわら まさのり)

- 1954(昭和29)年11月 横浜市に生まれる
- 1978(昭和53)年3月 北海道大学法学部卒業
- 1987(昭和62)年10月 小樽商科大学短期大学部助教
- 1989(平成元)年10月 小樽商科大学商学部助教
- 1997(平成9)年4月 北海道大学法学部教授
- 2000(平成12)年4月 北海道大学大学院法学研究科法学部教授
- 2018(平成30)年4月 北海道大学大学院法学研究科法学部特任教授
- 2020(令和2)年3月 同退職、北海道大学名誉教授



行政書士が行う「遺産相続手続き」

ご家族や大切な人が亡くなった時、葬儀を終えてほっとする間もなくやってくるのが、遺産相続です。遺産分割協議書の作成や預金の解約、不動産や公共料金の名義変更、各種カード類の解約など、多岐にわたる煩雑な手続きです。役所へ行くにも時間がかかり、さらに書類不備で再提出…。

相続手続きでは、『被相続人(故人)の出生まで遡る一連の戸籍・除籍・改製原戸籍』『相続人全員の戸籍』『遺産分割協議書』『相続人全員の印鑑証明書』等、膨大な数の書類が必要です。相続手続きの中で最も手間のかかる作業が、必要な書類を集めることです。各種書類に関する事項は非常に難しく、慣れていない方には大変な作業となります。

行政書士は、権利義務・事実証明に関する書類(契約書、議事録、会計帳簿、図面等)の作成、相談に応ずることを業としています。相続手続きにおいては以下の書類を中心に作成し、またその為の相談に応じることができます。

相続手続きに必要な
戸籍・除籍・改製原戸籍の
取得

法定相続情報一覧図の
作成、申出代理

相続関係説明図の作成

相続財産目録の作成

遺産分割協議書の作成

その他、
遺言書などの作成支援

上記の各種書類は、それぞれ事実に基づいた資料や情報を根拠に作成します。法定相続情報一覧図・相続関係説明図であれば戸籍謄本など、相続財産目録であれば登記事項証明書や残高証明書など、遺産分割協議書であれば相続人の協議の結果を書面に記します。そしてこれらに関する相談に応じることもできます。また、平成30年7月には、相続法(民法第5編)が40年ぶりに大きく改正されました。その背景には高齢化社会の進展とそれに伴う相続をめぐる紛争の防止があります。

改正法では、被相続人の死亡により残された配偶者の生活への配慮の観点から、住まいと暮らしに関する権利保護が強まりました。また、遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止する観点から、遺言に関する制度も変更されています。その他には、預貯金の払い戻し制度の創設、遺留分の制度の見直し、特別寄与の制度創設などの改正が行われています。

— 法改正による主な変更点 —



■ 相続手続きの流れと期限

死亡（相続開始）	
7日以内	死亡診断書の取得 死亡届・火葬許可申請書の提出
10日～14日以内	年金の受給停止
3ヶ月以内	借金の調査・相続放棄・限定承認 (借金の方がプラスの財産より多い場合には検討) ※相続開始を知ってから3ヶ月以内に家庭裁判所への申立が必要です。相続放棄・限定承認をしない場合は単純承認となります。
4ヶ月以内	所得税の準確定申告 (亡くなった人の確定申告)
10ヶ月以内	相続の申告と納付
2年以内	葬祭費・高額療養費等
5年以内	遺族年金





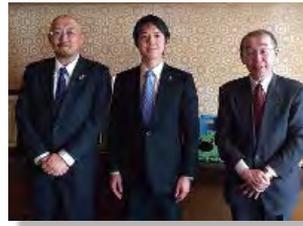
夕張市は、2007年、財政破綻で財政再建団体に指定されたことをきっかけに、事実上国の管理下に置かれました。260人いた市役所職員も半減となり、住民サービスの低下が懸念されました。それまでも北海道行政書士会（以下、「当会」）は、各種の社会貢献活動を行ってまいりましたが、夕張市の

状況を鑑み何かしらの支援が出来ないか検討を始めました。2007年9月、当会の当時の執行部（加藤隆雄会長及び吉村学企画開発部長、大沼準次長等）が夕張市役所及び夕張商工会議所を訪問し、支援の申し入れを行いました。

当時の藤倉肇市長は「道内の士業団体からは初めての支援の申し入れであり、非常にありがたいお話である。今後、どのようなお手伝いをしていただけるのか、早急に検討させる」と回答され、その結果、夕張市の確定申告時期の書類整理等事務の支援を行うこととなり、当会会員から



のボランティアを募り支援を開始しました。2009年には、さらに、行政書士の本来業務である建設業者の競争入札参加資格審査申請に関する事務支援も行うことになり、行政書士として、社会貢献活動の幅が広がったものと思われれます。



北海道行政書士会と 夕張支援の歴史



平成29年12月21日、夕張市役所会議室において、北海道自治体として初となる「夕張市における空き家等対策に関する協定書」を調印するに至りました。

調印式の席上、当時の鈴木直道市長から「夕張市は財政破綻10年の節目を迎える。JOMIYAJOI（再始動）を掲げているこの時期に北海道行政書士会から新たな支援・協力を受けることはうれしい。道内初のモデル的事業となるよう取り組んでいく」と話がありました。本協定書に基づき当会は、夕張市で定期的な空き家等に関する無料相談会、空き家等の調査への協力、不動産の適正な流通の支援、空き家等を活用した創業支援サポートを行っております。多くの会員の協力のもと、この夕張支援事業を続けて来られたことに感謝し、これからの夕張市の発展を願うばかりです。



10年を経過して二区切りが
ついた2018年。当時、全国的
に注目されており、また夕張市に
おいても喫緊の課題であった
空き家等問題に対する取り組み
が新たなテーマとして浮上し、
夏頃より業務企画部空き家等
対策専門員ワーキンググループ
が中心となって同市建設課との
間で具体的な支援体制について
協議を進め、その成果として、

北海道行政書士会の空家等対策のご紹介



北海道行政書士会は、所有者が不明な空家・空地問題に取り組んでいます。

(イメージ)

現在、適切な管理が行われていない所有者不明等の空家・空地が全国に多数存在し、風景・景観の悪化、防災の低下や街並みの形成に支障が生じるといったことが社会問題化しています。

北海道行政書士会は、この問題に積極的に取り組むべく、平成29年8月に空き家等対策専門員ワーキンググループを立ち上げ、同年12月21日に、夕張市と「夕張市における空き家等対策に関する協定書」を締結しました。以来、夕張市と共に手を取り合いながら無料相談会を実施するなど、地域住民の安心・安全につなげる空家等対策に取り組んでいます。

夕張市を始めとした各無料相談会では、不動産の売却依頼の相談も数多くあります。これらの相談に対応するためには、不動産団体等との連携強化が不可欠と考え、令和元年8月29日に公益



鈴木直道夕張市長(当時)と調印後に握手



全日本不動産協会北海道本部の横山鷹史本部長と締結後に握手

社団法人全日本不動産協会と『空家等対策に関する協定書』を締結しました。その後、お互いの無料相談会に参加

するなど、連携の強化を図っています。

北海道行政書士会は、空家や所有者不明土地に関する相続関係説明図の作成や必要書類の収集業務等に留まらず、特定空家への対応や建物診断、災害時における罹災証明書の申請手続の前提となる「住宅被害認定調査」など、専門的な知識を持ち、空家問題に関する総合的なアドバイスができる「空家総合アドバイザー」として活躍できるよう活動を進めています。

北海道行政書士会の空家等対策の歩み

- 平成29年7月25日／社会問題化している空家・所有者不明の土地の問題に対応するために、北海道行政書士会業務企画部内に「空き家等対策専門員ワーキンググループ」を立ち上げる。
- 平成29年12月21日／夕張市と「夕張市における空き家等対策に関する協定書」を締結する。
- 平成30年3月25日／より一層の幅広い活動のため、「空き家等対策委員会」となる。(後に現在の「空家等対策委員会」に名称を変更)
- 平成30年6月15日、平成30年11月13日、令和1年6月14日に夕張市と交わした協定書に基づき、夕張市と本会の両主催による空家等に関する無料相談会を実施する。
- 平成30年11月20日／「夕張市空家対策計画」策定のため、鈴木直道夕張市長(現北海道知事)より、「夕張市空家対策連絡協議会」委員を委嘱される。
- 令和元年8月29日／全日本不動産協会北海道本部と「空家等対策に関する協定書」を締結する。
- 令和元年11月13日／夕張市役所本庁舎において、夕張市役所及び町内会代表者との意見交換会を実施する。

令和2年4月7日に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため、
政府から緊急事態宣言が出されました(同年5月25日に解除)。

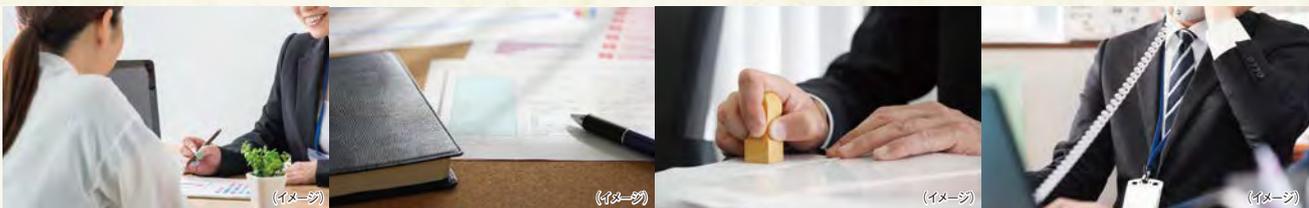
しかしながら、約2カ月弱に及ぶ緊急事態宣言期間中に、多くの事業者・国民が多大な影響を受けており、国・北海道・市町村では、国民の皆様への生活支援、事業者への事業支援に関する支援策の拡充を進めております。

北海道行政書士会でも、新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の支援のため、「新型コロナウイルス対策本部」を設置し、無料電話相談などを行っております。

特に、国が行っている事業者向けの「持続化給付金制度」、北海道・各市町村が行っている「休業協力・感染リスク低減支援金」の申請に関わる相談が多数寄せられており、総務省・持続化給付金を所管する中小企業庁からも特段の協力要請を受けているところです。

官公署に提出する書類の作成やその申請代理を行政書士法によって定められている行政書士は、持続化給付金等の申請を業務として行える唯一の国家資格者として、多くの不安を抱えている事業者・国民の皆様からの相談に応じ支援を行っております。

行政手続及び中小企業の支援の専門家である行政書士をご活用ください。



【行政書士法】

第一条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的とする。

第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。



北海道行政書士会は、今後も、給付金・補助金・特別貸付制度などの情報を当会のホームページなどで発信して参りますので、ご活用下さいますようお願い申し上げます。

北海道行政書士会ホームページ

<https://www.do-gyosei.or.jp/>

北海道行政書士会 新型コロナウイルス感染症に関するホームページ

<https://www.do-gyosei.or.jp/topics/5322/>

北海道行政書士会
テレビCM出演
エッセイスト
黒柳 眞理



新型コロナウイルス感染症対策支援

～行政手続きに関する相談・申請の代理は行政書士にご相談下さい～

主な支援事業

国の支援事業

- 持続化給付金
売上が前年同月比50%以上減少した場合に給付
- 家賃支援給付金
5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金

北海道の支援事業

- 休業協力・感染リスク低減支援金
- 経営持続化臨時特別支援金
- 新型コロナウイルス感染症対策
小規模事業者緊急支援事業補助金
- 新型コロナウイルス感染症対応資金

市町村の支援事業

- 各自治体による独自支援

日本政策金融公庫

- 新型コロナウイルス感染症特別貸付
※北海道行書士会と日本政策金融公庫札幌支店は「中小企業等支援に関する覚書」を締結しております。

他にも多くの支援策があります。支援策については、下記のホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症関連の経済産業省の支援策

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

新型コロナウイルス感染症関連の北海道の支援策

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/page.jsp?id=1289100>

各種の許認可等

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して
様々な許認可の申請において特例措置が取られています。

悩んでないでまず相談
～一番身近な街の法律家～



北海道行政書士会

〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西10丁目1-6 北海道行政書士会館

無料
電話相談
窓口

0120-341-221

■受付:月曜日・水曜日・金曜日(祝日を除く)
13:00～16:00 (令和2年4月21日～当面の間)

意外と知られていないエンディングノート

突然ですが皆さん、エンディングノートをご存知でしょうか？最近、耳にする機会は多くなっていますが、意外と内容については知られていません。また、知っていても書いている人は本当に少ないのが現実のようですが、一言でいうと、ご自身の様々な情報を書き残しておくノートの事です。

様々な情報とは、利用している金融機関、所有している不動産、加入している生命保険、借入やローン、将来に望む介護の方法、葬儀の方法や埋葬方法、自分の大切な方へのメッセージなど多岐にわたります。

これらの情報を残すことは本当に意義がある事です。その人が亡くなった時に「どこに、どのような財産があるのか」といった情報が残されていると、残された相続人（その財産を受け継ぐ人）の手間がかなり変わります。特に離れて暮らしている場合には、亡くなった人の財産の調査をすることはとても大変です。

また、ご自身の病歴や服用している薬、アレルギーの有無、



延命治療に対しての思いなどが書かれていると、あなたの介護等をする身近な人がとても助かります。というのは、ご自身の判断能力が衰えた際に代わりに判断するのは身近にいる人です。しかし、例えば親族であっても考え方は人それぞれ。

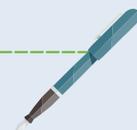
特に延命治療に関する判断では親族間でも意見が分かれる事があります。そのような状況下で判断の目安となるのは、あなたの想いです。あなたの大切な人達が、あなたの想いを汲んで判断できるように、そしてご自身の為にも情報を残しておくで安心です。

最後に、ご自身の想いを遺す意味では遺言といった方法もあります。遺言は亡くなった後に財産や身分について法的な効力が発生するのに対し、エンディングノートは法的な効力はありません。ただし、遺言ではあまり記載しない上記の内容を記載しておくことで、死後生前に関係なくあなたの想い（意思表示）を伝えることができます。想いはエンディングノートに！財産の分配は遺言で！



← 実際に本誌付録の「エンディングノート」に、今の想いを記入してみましょう！

編集後記



コロナ禍のなか、無事発行まで至ったこと、そして創刊号に携われたことを感謝します。次号以降もまた、より良い情報をお届けできることを願っています。

(藤永誠一郎)

この広報誌が行政書士のことを多くの皆様に知って頂ける機会になればと思います。

(高橋花)

道民、市民の皆様にとって身近な法律家でありたい行政書士として、共に、「安心・安全」とは何だろう?ということについて考えられることに誇りを感じています。御覧いただきありがとうございます。

(篠原堇)

この一冊の広報誌を通し、皆さまに少しでも行政書士を身近な存在と思っていただけで幸いです。

(船本ゆうこ)

この広報誌を手にとっていただきまして、ありがとうございます。ひとつでも皆さんのお役に立つ情報を届けられたら、嬉しいです。

(山本淳一)

まだ新型コロナウイルス感染症が完全に終息したとは言えない状況ではありますが、無事発行できたことをうれしく思います。また、ご協力いただいた皆様に感謝いたします。

(広報部副部長 平間文嗣)

この広報誌をきっかけに、行政書士がより身近な法律家として、地域の皆様に貢献できると嬉しいです。

(大谷敦子)

企画の段階から関わっていた広報誌をようやくカタチにすることができました。発行まで多くの方にご協力いただき、感謝しております。

(広報部理事 紺野裕和)

身近な専門家である行政書士をご活用ください!

(原田拓也)

北海道行政書士会初の対外広報誌が多くの皆様のお役に立てることを願っています。作製に携わることができ光栄です。

(五十嵐拓也)

編集作業の最終段階で、新型コロナウイルス禍の影響を受けましたが、無事に創刊号発行できました。ご協力頂いた皆様に感謝します。今後も道民の皆様のお役に立つ情報を発信していきたいと思います。

(対外広報推進委員長 森武一雄)

「行政書士」という仕事をご存知の方はまだまだ多くありません。しかしながら、昨今のコロナ禍においても、国等からの中小企業や個人事業主への支援策に対し、その手続の多くは我々の業務であり、本当に困っている方々に寄り添ってサポートしております。本誌の発行が、広く道民・国民の「行政書士」を知るきっかけとなっていれば幸いです。

(広報部長 長谷川征輝)

LE VENT ル・ヴァン

創刊号 2020年12月25日発行

企画・制作・編集・発行／北海道行政書士会

Copyright © 2020 北海道行政書士会 All Rights Reserved.

